

奈良県告示第四百四十六号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

令和二年三月六日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所
株式会社南都銀行	北葛城郡王寺町久度二― 三―一―一〇二 株式会 社南都銀行王寺支店	北葛城郡王寺町王寺二― 八―一六 株式会社南都 銀行王寺支店